

## 山口市空き家活用モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家又は空き店舗活用の先端的なモデルを示すことを目的に、本市にある空き家又は空き店舗を新たな交流の場として創造し、移住定住の促進及び地域の活性化を図る活用方法の提案を公募し、優れた提案に対して予算の範囲内において本市が実現に必要な費用の一部を助成する山口市空き家活用モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) モデル事業 審査の結果、市にある空き家又は空き店舗を新たな交流の場として創造し、移住定住の促進及び地域の活性化に資する、先端的なモデルとなるものとして選定されたものをいう。
- (2) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に人が居住していない市内に存在する建築物及びその土地
- (3) 空き店舗 過去に商業活動又は事務所の用に供していた実績があり、現に利用されていない市内に存在する店舗又は事務所及びその土地

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる物件（以下「交付対象物件」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 現に人が居住せず、原則として1年以上使用していないこと。
- (2) 戸建て又は長屋建て住宅（住宅以外の用途を兼ねるものを含む。ただし、重層長屋を除く。）であること。
- (3) 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）に、現に着手していないこと。
- (4) 補助対象工事と同一の箇所の工事に対して、国又は地方公共団体からの助成を受けていないこと。
- (5) 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
- (6) 不動産業を営む者又は同等と認められる者が所有又は管理していないこと。
- (7) 交付対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が補助金の交付決定後速やかに補助対象工事に着手し、及び補助金の交付後3年以上継続して交付対象物件を使用することを約していること。

(補助対象者等)

第4条 補助の対象者は、次の各号の要件を満たす個人又は団体とする。

- (1) 3年以上継続して事業を実施する意思があること。
- (2) 社会貢献等の目的を持って事業を実施しようとする事。
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的としないものであること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 山口市暴力団排除条例(平成3年山口市条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、空き家又は空き店舗の改修工事を行う事業と新たな交流を創出する交流事業のうち次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 改修事業は、市内に事業所等所在地を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。ただし、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が自ら施工する場合はこの限りでない。
- (2) 交流事業は、県外市外からの交流人口の増加に繋がる取組であること。
- (3) 全ての事業は、補助金の交付決定日の属する年度の末日の14日前までに完了すること。

(補助対象経費)

第6条 改修事業のうち補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。ただし、申請者が自ら施工する場合は、材料費及び専門工事業者への委託に要する費用とする。

- (1) 補助対象建築物に係る設計・監理費
- (2) 台所、浴室、洗面所及び便所の改修費
- (3) 給排水、電気及びガスの設備の改修費
- (4) 内装の改修費(壁紙、床の仕上げ等)
- (5) 外装の改修費(屋根、外壁等)
- (6) 耐震性を向上させる工事費(土台や柱等の修繕など)
- (7) 交流事業を実施する上で必要となる造作工事費
- (8) 交流事業を実施する上で必要となる外構工事費
- (9) 家財道具等の撤去費
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項のうち次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 売買契約又は賃貸契約に関する仲介料、敷金、礼金等
- (2) 火災保険料等
- (3) 建築物の維持管理費等

(4) 申請者が自ら施工する場合の工具類の購入費

3 交流事業のうち補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、事業目的に直接関係のない経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 報償費

(2) 旅費

(3) 消耗品費

(4) 印刷製本費

(5) 修繕料

(6) 通信運搬費

(7) 広告費

(8) 委託料

(9) 施設等借上料

(10) 備品購入費

(補助金の額及び補助率)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、審査の結果に基づき補助対象経費の3分の2以内、上限金額を1,500千円とし補助する。ただし、補助金の額は、算定して得た額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、山口市空き家活用モデル事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、補助対象工事の着手前に市長に提出しなければならない。

2 この補助金は、同一申請者に対して1回に限り交付する。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市空き家活用モデル事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、山口市空き家活用モデル事業補助金計画変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、変更等の可否を決定し、山口市空き家活用モデル事業補助金計画変更等承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに山口市空き家活用モデル事業補助金完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（完了検査及び補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類の内容の審査を行い、必要と認めるときは実施検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山口市空き家活用モデル事業補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに山口市空き家活用モデル事業補助金精算（概算）払請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行を確保する上で必要であると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

3 交付決定者は、前項の規定により交付された補助金が第7条の規定により算定した補助金の額を超えたときは、事業完了後その超える額の補助金を速やかに返還しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第14条 交付決定者は、補助金により取得した財産について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定日から3年間は事業を継続しなくてはならない。ただし、事業を中止又は廃止し財産を処分しようとする場合は、あらかじめ市長に報告しその指示に従わなくてはならない。

3 交付決定者は、当該事業にかかる収支について、状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助対象事業を完了又は中止した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しておかななければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。

（3）補助対象事業の執行方法が不相当と認められたとき。

（4）虚偽の申請をしたとき。

（5）市長の指導等に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、山口市空き家活用モデル事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、山口市空き家活用モデル事業補助金返還命令書（様式第9号）により、当該取消しにかかる交付決定者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。